

ブロッキングに係る制度整備を行う場合、検討を要すると考えられる事項
(第3回タスクフォースにおける参考人発表資料等を元にした事務局整理)

1. 権利・手続の方向性

○いずれの方向性が適切と考えられるか

- ① 海賊版サイトへのアクセスを幫助する行為(=アクセス提供)をみなし侵害(著作権113条)に加える
- ② 海賊版サイトへのアクセス自体をみなし侵害に加えるか
- ③ 接続プロバイダの著作権侵害(幫助)責任とは独立に、裁判所にブロッキングを求める権利を新設する
- ④ 接続プロバイダの著作権侵害(幫助)責任とは独立に、独立行政委員会等が命令を発する

2. 要件

- 対象サイトが海外のものであること(国内で被告を特定することが困難であること)を要件とするか
- ブロッキング以外の手段を尽くしたことを必要とする旨の要件を課すか

3. 対象範囲

- サイト全体に対するブロックを可とするか、申立権利者の著作物に対するアクセスのブロックに限るか⇒前者の場合、「主たる目的」要件などを必要とするか
- 接続プロバイダに限るか、検索サービスプロバイダなども含めるか

3. 方法

- ブロックする具体的手法(DNSブロッキング、URLブロッキング等)を指定するか
- 実行費用を誰がどのような割合で負担するか

4. 手続

- 一般ユーザー(閲覧者)の利益を手続き上どのように保障するか
- サイト運営者(発信者)、自らの表現がオーバーブロッキングされると主張する者の手続保障をどう考えるか
- 仮処分手続きでのブロッキングを可能とするか
- 個別の関係者ではなく、多くの関係者にサイトブロッキングの実行の是非に関する判決効等を及ぼす制度とするか